

## 国内経済要録

◇本行、都市・長期信用銀行に対し特別調査を実施。本行総裁、金融・経済情勢の判断について各界と懇談  
本行は、当面の金融・経済情勢に対する判断に資するため、6月12日から7月4日にかけて都市銀行12行(東京銀行を除く)、長期信用銀行3行を対象に特別調査を実施したが、その調査結果ならびに最近における金融・経済情勢の推移にかんがみ、本行総裁は7月27日、都市銀行、長期信用銀行に対して、当面の金融・経済情勢についての判断とこれに対する本行の基本的政策態度を表明し、各行の協力を要請した。なお、本行総裁は、7月28日全国信託銀行協会長に、31日全国地方銀行協会長に、それぞれ同様の要請を行なったほか、8月8日には経済団体連合会常任理事会において、産業界に対して同趣旨の意見表明ならびに要請を行なった。

### ◇本行、貸出限度額算定方式を改訂

本行は、さきに実施した都市銀行、長期信用銀行に対する特別調査の結果ならびに最近における金融・経済情勢の推移にかんがみ、都市銀行に対する資金ポジション指導を強化するため、「貸出限度額適用手続」における限度額算定方式を改訂、8月から実施することとした。

改訂後の算定方式では、従来預金・借入実績を中心的な算定基準としていたのを改め、銀行の自己資本や外部負債の変化が限度額の決定にいっそう強く反映するようにした。

### ◇信用取引制度の改正と証券金融会社の貸付金利引下げ

(1) 東京証券取引所では、証券取引審議会の答申に基づき信用取引制度の改正を検討していたが、このほど大要次のとおり決定のうえ、8月1日から実施、他の取引所もこれに同調して実施した。  
イ、信用取引決済期限の延長……3か月を6か月に変更。  
ロ、継続料の廃止……信用取引による売買約定日から1か月ごとに、新規手数料の50%相当額を徴求していたが、これを廃止。

ハ、弁済手数料の引上げ……信用取引決済のための反対売買の際に徴求している弁済手数料を、新規手数料と同額に引上げ(現行は同手数料の約6割)。  
ニ、事務管理料の新設……信用取引による売買約定日から1か月ごとに、1株当たり10銭を徴収。ただ

し、1回の徴求最高金額は1,000円。

ホ、売方日歩を従来の1.2銭から1.0銭へ2厘引下げ。  
ヘ、最低委託保証金制度の新設……現行は売買金額の一率30%を徴求しているが、その最低所要額を当面15万円とする。

(2) 上記改正に伴い、証券金融3社では、貸借取引貸株代り金日歩を2厘引き下げる(1.2銭から1.0銭へ)とともに、証券業者の減収を補てんするため、貸借取引融資日歩を1厘引き下げる(2.1銭から2.0銭へ)、いずれも8月1日申込み分から実施することとした。

### ◇米ドル建輸入ユーランス金利の改訂

本邦甲種外國為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーランス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(ユーランス金利改訂実施日)	(ユーランス金利改訂幅)
7月27日	+ 0.125%
8月5日	+ 0.125
8月11日	+ 0.125

なお、この結果米ドル建輸入ユーランス金利の最高限度は次のとおりとなつた。

	信 用 状 つ き	信 用 状 な し
3か月物	7.5 %	7.75 %
4か月物	7.625	7.875

### ◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の変動ならびに期間別区分の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

変 更 前	7月26日以降	7月28日以降
(買取手形期間) %	(買取手形期間) %	(買取手形期間) %
90日以内 4.125	30日以内 4.125	30日以内 4.125
91~120日 4.25	31~90日 4.25	31~90日 4.25
121日以上 4.375	91日以上 4.375	91~120日 4.375
		121日以上 4.5
8月4日以降	8月10日以降	8月11日以降
(買取手形期間) %	(買取手形期間) %	(買取手形期間) %
90日以内 4.375	60日以内 4.375	60日以内 4.375
91日以上 4.5	61~90日 4.5	61~90日 4.5
	91日以上 4.625	91~120日 4.625
		121日以上 4.75